

Tax Alert: 申告納税制度における納税者区分の変更

2018年2月9日



Grant Thornton Cambodia は国際的な会計事務所であるグラント・ソントンのカンボジアにおけるメンバーファームです。今回のニュースレターでは、税務に関する最新情報をご案内申し上げます。

2018年1月24日、経済財政省(The Ministry of economic and Finance)は申告納税制度における納税者区分の変更に関する通達 No.025MEF.Prk.GDT を公布しました。通達 No.025 は、申告納税制度における基準売上額の変更を定めるものです。主な内容は以下のとおりとなります。

小規模納税者 (Small Taxpayers)

- 個人事業主、パートナーシップ企業で下記のいずれかに該当するもの
- a. 年間売上高が2億5千万リエル超7億リエル以下の事業者
- b. 当年度の連続する3ヶ月の売上高が6千万リエル超の事業者
- c. 翌月以降3ヶ月の予想売上高が6千万リエル超の事業者
- d. 物品供給、サービス提供に係る入札 (Bidding) に従事する事業者

中規模納税者 (Medium Taxpayers)

- a. 年間売上高が7億リエル超40億リエル以下の事業者
- b. 法人、駐在員事務所として登録している事業者
- c. 政府機関、非政府組織 (NGO)を含むあらゆる形態の機関
- d. 外国の大使館、領事館、国際機関及び外国技術支援機関

大規模納税者 (Large Taxpayers)

- a. 40億リエルを超える事業者
- b. 外国企業の子会社及び支店
- c. 適格投資プロジェクト (qualified investment project) 認定企業

- ・基準売上高は、納税者の事業活動における物品の供給またはサービスの提供額である。
- ・2015年12月25日通達 1819MEF.Prk は無効である。
- ・当通達は2018年1月24日より効力を発する。

Contact

このニュースレターは、情報提供のみを目的として作成されており、不正確・不完全な情報、及び Grant Thornton (Cambodia) Limitedの正式な事前アドバイスなく、これら情報の利用から発生した損害額について、Grant Thornton (Cambodia) Limited は責任を負いません。ニュースレターの情報を利用する必要がある場合、または、Grant Thornton (Cambodia) Limited からご支援が必要な場合は、弊社の専門家へご連絡いただけますよう、よろしくお願い致します。

Grant Thornton (Cambodia) Limited (プノンペン)

20th Floor, Canadia Tower, 315 Preah Ang Duong Street, Sangkat, Wat Phnom, Khan Daun Penh, Phnom Penh, Kingdom of Cambodia

T: +855 23 966 520

E: info@kh.gt.com

W: <http://www.grantthornton.com.kh>



Ronald C. Almera

CEO & Partner

Tel: +855 23 966 521

Email: Ronald.Almera@kh.gt.com



島本 了太 (Ryota Shimamoto)

公認会計士 (日本、米国)

Japan Desk – Director

Tel: +60 17 351 1446

Email: ryota.shimamoto@jp.gt.com



Please consider the environment before printing this email



Winner
Employer of the
year 2015